

高額療養費の計算例

(3) 同じ世帯に70歳未満のかたと70歳以上75歳未満のかたがいる場合

70歳未満のかたと、70歳以上75歳未満のかたが同一世帯の場合でも、自己負担額を合算して支給額を計算することができます。

【計算例】 同一世帯のIさん(73歳・夫)とJさん(72歳・妻)、Kさん(50歳・子)が、同月内に以下の医療費を自己負担した場合

Iさん・Jさんの自己負担限度額(月額): 区分「低所得2」= 外来のみ8,000円(個人単位)
= 外来+入院24,600円(世帯単位)

Iさんが病院で支払った自己負担額: L病院外来で14,000円

Jさんが病院で支払った自己負担額: M病院外来で10,000円・N病院入院で57,600円

・70歳以上75歳未満のかたの場合、自己負担額のすべてが計算対象となります。

Kさんの自己負担限度額(月額): 区分「オ」= 35,400円

Kさんが病院で支払った自己負担額: O病院入院で50,000円

・70歳未満のかたの場合、自己負担額が21,000円を超えたものが計算の対象となります。

①最初に外来分の自己負担額について、外来の自己負担限度額を超えた額を計算します。外来分は個人単位で計算します。

自己負担額	自己負担限度額	支給額
Iさん 14,000円	8,000円	6,000円
Jさん 10,000円	8,000円	2,000円
		計 8,000円

となります。

②次に①の支給額を除いた自己負担額と入院の自己負担額を世帯で合算して、外来+入院の自己負担限度額を超えた額を計算します。

自己負担額の合算
Iさん 8,000円 + Jさん 8,000円 + 入院 57,600円 = 73,600円
自己負担額 自己負担限度額 支給額
73,600円 - 24,600円 = 49,000円

となります。

③次に、②の支給額を除いた70歳以上75歳未満のかたの自己負担と、70歳未満のかたの21,000円以上の自己負担額を合算して、70歳未満のかたの所得区分の自己負担限度額を超えた額を計算します。

自己負担額の合算
24,600円 + Kさん入院 50,000円 = 74,600円
自己負担額 自己負担限度額 支給額
74,600円 - 35,400円 = 39,200円

となります。

④上記①と②と③を合計した額が、世帯全体の支給額になります。

計算すると・・・

① + ② + ③ = 世帯支給額
8,000円 + 49,000円 + 39,200円 = 96,200円

となります。